

## 特別児童扶養手当の更新手続きをされる方へ

療育手帳又は身体障害者手帳の有無等により、**診断書を省略できる**など提出書類が異なります。詳しくは以下の表をご確認ください。

**また、各区・総合支所への申請手続きが有期満了月（令和元年11月末日）を過ぎた場合、手当の不支給期間が生じますのでご注意ください。**

**【注】一般的なものを掲載しています。これ以外の場合などは、事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。**

手帳の種類	—	—	提出書類など
なし	—	—	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <b>診断書</b> ④ 印鑑

手帳の種類	判定	手帳の判定年月日	提出書類など
療育手帳	A	R1. 8. 1～R1. 11. 30 以外	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <b>診断書</b> ④ 療育手帳, 印鑑
		R1. 8. 1～R1. 11. 30	① 再認定請求書 ② 証書 ③ 療育手帳, 印鑑 ④ 療育手帳判定書の写しを得るための同意書
	B	—	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <b>診断書</b> ④ 療育手帳, 印鑑

手帳の種類	等級	手帳の有期認定期限	提出書類など
身体障害者手帳 (内部障害以外)	1級 ～ 3級	R1. 11. 30 までの日	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <b>診断書</b> ④ 身体障害者手帳, 印鑑
		R1. 12. 1 以降の日	① 再認定請求書 ② 証書 ③ 身体障害者手帳, 印鑑
	4級		“事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。”
身体障害者手帳 (内部障害)	1級 ～ 4級	—	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <b>診断書</b> ④ 身体障害者手帳, 印鑑

**裏面に返納金が発生する場合等の重要なお知らせも記載しております**ので、併せてご確認ください。

**★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★**

## 重要なお知らせ

**診断書提出による障害判定の結果、手当額（級）が変更になる場合があります。**

変更前		変更後	手当額（級）の変更時期
1 級	⇒	2 級	「診断書」の作成月の翌月から
1 級・2 級	⇒	“非該当”	
2 級	⇒	1 級	「額改定請求書（等級変更）」の提出月の翌月から

### ～ 等級変更により過払い返納金が発生する例 ～

＜児童 1 人の場合＞

区 分	診断書の作成月		
	1 0 月	1 1 月	
1 級 ⇒ 2 級	返納金が 発生します	1 7, 4 3 0 円	返納金なし
1 級 ⇒ “非該当”		5 2, 2 0 0 円	
2 級 ⇒ “非該当”		3 4, 7 7 0 円	

※該当児童数、診断書の作成月により返納金額は変わります。

上記「等級変更により過払い返納金が発生する例」のとおり、**早く診断を受けた場合に障害の程度が下がると、診断を受けた月の翌月から手当が減額となるため、お支払いした手当額を後から返していただくことがあります**ので、ご注意ください。

## 申請・お問い合わせ先

青葉区家庭健康課 TEL 225-7211	泉区家庭健康課 TEL 372-3111
宮城野区家庭健康課 TEL 291-2111	宮城総合支所保健福祉課 TEL 392-2111
若林区家庭健康課 TEL 282-1111	秋保総合支所保健福祉課 TEL 399-2111
太白区家庭健康課 TEL 247-1111	仙 台 市

★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★